

第6部 保健医療従事者の確保と資質の向上

1 保健医療従事者数の状況

保健医療従事者数

	実数 (人)	人口10万対			備考
		福井県	全国	全 国 との差	
医師	1,768	215.9	217.5	△1.6	平成18年調査
歯科医師	387	47.3	76.1	△28.8	〃
薬剤師	1,251	152.7	197.6	△44.9	〃
保健師	440	53.7	31.5	22.2	〃
助産師	188	23.0	20.2	2.8	〃
看護師	5,923	723.2	635.5	87.7	〃
准看護師	3,408	416.1	299.1	117	〃
理学療法士	273.3	33.3	25.8	7.5	平成17年調査
作業療法士	147.2	17.9	14.4	3.5	〃
言語聴覚士	68.3	8.3	4.5	3.8	〃
歯科衛生士	416.7	50.7	60.1	△9.4	〃
歯科技工士	110.7	13.5	9.9	3.6	〃
診療放射線技師 診療エックス線技師	321.2	39.1	35.2	3.9	〃
臨床検査技師	363.0	44.2	44.6	△0.4	〃
衛生検査技師	6.0	0.7	0.4	0.3	〃
管理栄養士	127.0	15.5	11.2	4.3	〃
栄養士	105.0	12.8	9.0	3.8	〃
視能訓練士	17.2	2.1	3.4	△1.3	〃
臨床工学技士	67.7	8.2	10.3	△2.1	〃
救急救命士	146.0	17.8	13.2	4.6	平成18年4月1日現在
社会福祉士	665	81.2	65.3	15.9	平成19年3月末現在
介護福祉士	4,737	578.4	442.0	136.4	〃
精神保健福祉士	332	43.2	23.7	19.5	〃

※社会福祉士以下の職種は、登録者数です。

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、「医療施設調査・病院報告」、「保健・衛生行政業務報告」、県危機対策・防災課「消防防災年報」

2 地域別保健医療従事者数

従事地別保健医療従事者数(実数)

(単位:人)

	医 療 圏				福井県	全国
	福井・坂井	奥 越	丹 南	嶺 南		
医 師	1,218	77	233	240	1,768	277,927
歯科医師	226	26	71	64	387	97,198
薬 剤 師	808	86	178	179	1,251	252,533
保 健 師	255	26	75	84	440	40,191
助 産 師	124	13	13	38	188	25,775
看 護 師	3,914	261	724	1,024	5,923	811,972
准看護師	1,641	275	912	580	3,408	382,149

従事地別保健医療従事者数(人口10万対)

(単位:人)

	医 療 圏				福井県	全国
	福井・坂井	奥 越	丹 南	嶺 南		
医 師	295.0	120.0	120.3	161.9	215.9	217.5
歯科医師	54.7	40.5	36.6	43.2	47.3	76.1
薬 剤 師	195.7	134.0	91.9	120.8	152.7	197.6
保 健 師	61.8	40.5	38.7	56.7	53.7	31.5
助 産 師	30.0	20.3	6.7	25.6	23.0	20.2
看 護 師	948.0	406.7	373.7	691.0	723.2	635.5
准看護師	397.5	428.5	470.8	391.4	416.1	299.1

第1章 医師・歯科医師

1 現状と課題

県内の医師数は、福井医科大学の開学およびその卒業生の輩出等により年々増加し、人口10万人当たりの医師数も、平成10年頃からは全国平均に追いつき、その後は、全国平均とほぼ同水準で推移しています。

こうした中、平成16年度から卒後2年間の臨床研修が必修化されたことを契機に、研修医が自由に研修先を選ぶようになり、大学に残る医師が減少したことから、全国的に大学からの医師派遣に頼っていた医療機関において医師不足が生じました。

県内の医療機関においても、派遣医師の引揚げや定年、開業等により退職した医師の補充が困難な状況が生じています。

また、近年の医師国家試験においては合格者の約3割が女性で占められ、県内においても女性医師が増加してきました。こうした女性医師が出産や子育ての期間を経ても、離職せずに診療に従事できるようにすることが、医師確保の観点からも重要です。

一方、歯科医師については、全国的に供給過剰が見込まれていますが、県内でもその傾向があります。

歯科医師についても、その資質向上のため、平成18年度から1年間の歯科医師臨床研修が必修化されました。

医師数の推移

		S51	S56	S61	H4	H8	H10	H12	H14	H16	H18
医療施設	病院(人)	432	420	420	654	721	754	814	843	901	898
	診療所(人)	327	383	499	443	460	479	486	483	490	519
	大学附属病院(人)	0	11	205	249	300	324	296	277	281	271
その他(人)		28	46	58	69	76	79	89	96	80	80
合計(人)		787	860	1,182	1,415	1,557	1,636	1,685	1,699	1,752	1,768
人口10万人当たり	福井県	100.9	107.9	144.1	171.7	187.8	197.1	203.3	205.2	212.4	215.9
	全国	119.3	138.2	157.3	176.5	191.4	196.6	201.5	206.1	211.7	217.5
女性医師	実数(人)	47*	49*	91*	118*	164	187	204	225	248	247
	割合(%)	6.0	5.7	7.7	8.3	10.5	11.4	12.1	13.2	14.2	14.0

* H4以前の女性医師数は医療施設従事者のみの数

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 医師確保対策の充実
- 病院勤務医の負担軽減や女性医師の働きやすい職場環境の整備

【施策の内容】

(1) 医学部卒業者の県内定着の促進〔県、医療機関、財団〕

県内勤務を返還免除条件とした医学生奨学金や研修医募集のための病院合同説明会の開催などにより、医学部卒業者の県内定着を促進します。

- ・福井大学医学生奨学金（定員増に合わせ、平成21年度から実施予定）
- ・嶺南医療振興財団医学生奨学金（平成19年度～ 毎年5人）

(2) 医師派遣システムの構築〔県〕

総合医や家庭医の養成コースを福井県立病院に設けるほか、研修医に対する助成を行う中で、これらの医師を医師不足地域へ派遣する医師派遣システムを構築します。

- ・総合医養成後期研修事業（平成17年度～）
- ・後期研修医国内外研修支援事業（平成19年度～）
- ・地域医療支援ドクター確保事業（平成20年度～）

(3) 機動的な医師確保活動〔県〕

医師確保アドバイザーが、県外の本県出身医師に直接アプローチするなど、機動的な医師確保活動を実施します。

(4) 病院勤務医の負担軽減〔県、医療機関〕

病院勤務医の負担軽減のため、産科医師と助産師の協働を促進するほか、医師とその他の医療従事者との適切な役割分担を促進します。

- ・産科医療支援助産師活用事業（平成19年度～）

(5) 女性医師の働きやすい職場環境の整備〔県、医療機関、県医師会〕

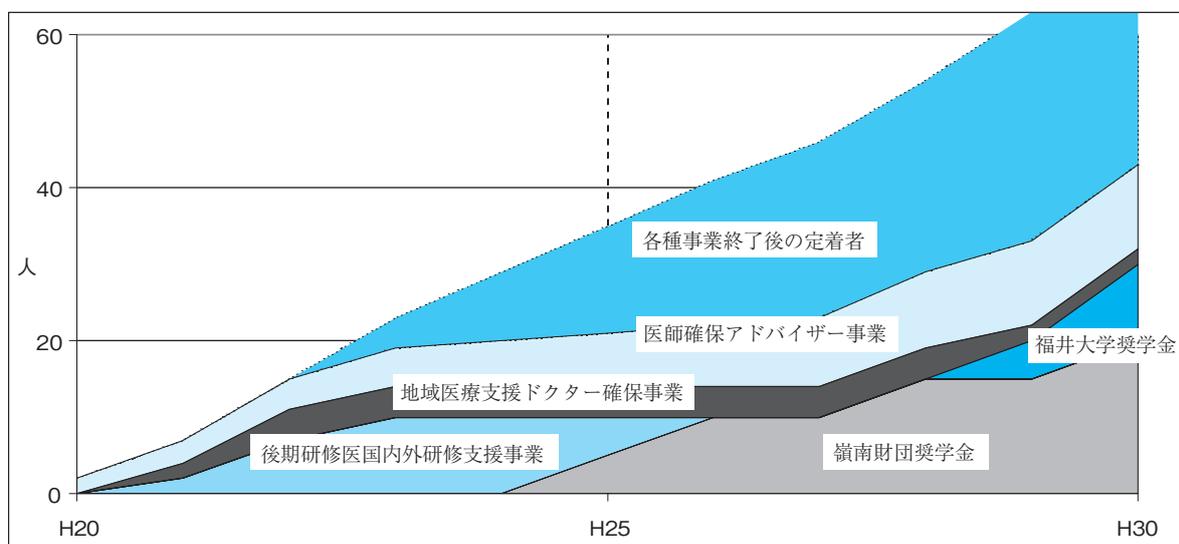
院内保育所の整備や休業後の復職支援など、女性医師の働きやすい職場環境の整備、離職防止に努めます。

- ・ 院内24時間保育所等運営支援事業（平成19年度～）
- ・ 女性医師支援センター設置事業（平成20年度～）
- ・ 県立病院院内保育施設運営事業（平成20年度～）

（6）医師・歯科医師の資質向上〔県、医療機関〕

医師臨床研修、歯科医師臨床研修の実施を支援し、医師・歯科医師の資質向上に努めます。

医師確保対策による病院勤務医の充足見込み



第2章 薬剤師

1 薬剤師の現状と課題

平成18年末現在の本県の薬剤師数は1,251人であり、人口10万人当たりでは152.7人となっており、全国平均の197.6人を下回っています。

中でも、「薬局・医療施設の従事者」が852人(68.1%)と過半数を占めています。また、人口10万人当たりでは104.0人で、全国平均の136.4人を大きく下回り、全国都道府県で2番目に低い状況となっています。

今後、医薬分業の進展に伴い、保険薬局の薬剤師の確保と資質の向上が必要となっています。

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 円滑な医薬分業推進のための薬剤師の確保
- 安全で質の高い薬物療法推進のための薬剤師の資質の向上

【施策の内容】

(1) 医薬分業の進展に対応した薬剤師の確保〔県、薬剤師会〕

医薬分業の進展に伴う薬局の増加等に対応するため、県薬剤師会と協力し、就業していない薬剤師の把握や就業促進等、今後、必要となる薬剤師の確保に努めます。

(2) 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上〔県、薬剤師会〕

高度化、複雑化する医療に対し、薬物療法における医薬品を扱う専門家としての必要な知識を習得するために、県薬剤師会が実施する薬剤師の資質の向上を目的とする研修会等に協力し、その充実を図ります。

第3章 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

1 現状と課題

平成18年末現在の看護職員の就業者数は9,959人であり、就業看護職員数は年々増加しており、人口10万人当たりでは、保健師53.7人、助産師23.0人、看護師723.2人、准看護師416.1人と、全国平均より高くなっています。

職種別に見ると、就業保健師数は440人であり、その48%が市町、14%が病院に勤務しています。

就業助産師数は188人であり、その65%が病院、13%が診療所に勤務しています。

看護師、准看護師の就業者数は9,331人であり、その64%が病院、18%が診療所に勤務しており、准看護師の占める割合は少なくなってきました。

看護職員の教育養成機関は、平成19年度は11施設で入学定員数は435人となっています。

急速な高齢化の進展、在宅医療の推進、安全で質の高い医療の提供、予防対策等の充実強化を図るため、保健・医療・福祉の各分野で看護職員の充足が求められています。

今後とも、看護職員の充足に努めるとともに、質の高い看護職員の養成を図る必要があります。

就業看護職員数の推移

各年12月末現在（単位：人）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
平成6年	241	161	3,527	3,121	7,050
8年	277	171	3,895	3,233	7,576
10年	309	160	4,318	3,457	8,244
12年	336	165	4,716	3,513	8,730
14年	356	177	5,142	3,605	9,280
16年	405	187	5,521	3,503	9,616
18年	440	188	5,923	3,408	9,959

〔業務従事者届〕

就業看護職員数

（人口10万対 平成18年12月末）

	福井県	全国
保健師	53.7	31.5
助産師	23.0	20.2
看護師	723.2	635.5
准看護師	416.1	299.1

〔業務従事者届〕

就業場所別看護職員数

平成18年12月末(単位:人)

	病院	診療所	助産所	介護 保険 施設	社会 福祉 施設	保健所	市町	事業所	看護師 等養成 施設	その他	計
保健師	63	1	0	30	3	52	211	52	19	9	440
助産師	123	25	22	0	0	0	2	0	16	0	188
看護師	4,456	525	0	636	72	0	41	62	110	21	5,923
准看護師	1,530	1,108	0	666	65	0	14	24	1	0	3,408
計	6,172	1,659	22	1,332	140	52	268	138	146	30	9,959

〔業務従事者属〕

看護師等学校養成所入学定員数

(平成19年度)

学校名	定員	学校名	定員
福井大学医学部看護学科	60	公立若狭高等看護学院	40
福井県立大学看護福祉学部看護学科	50	福井市医師会看護専門学校	40
福井医療短期大学看護学科	40	福井工業大学附属福井高等学校	40
福井県立看護専門学校	40	福井工業大学附属福井高等学校 衛生看護専攻科	40
武生看護専門学校	35	鯖江准看護学院	20
敦賀市立看護専門学校	30	計	435

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 看護職員の確保および定着
- 看護職員の資質向上

【施策の内容】

(1) 看護職員となる人材の養成〔県、養成機関〕

小子化が進展する中で、安定的に必要な看護職員を確保するために、高校生等を対象とした講演会や一日看護体験を実施するとともに、修学資金貸与事業を継続し、看護学生の確保を図ります。

また、看護師等養成所の運営を支援するとともに、看護教員の資質向上や実習指導者の養成に努め、充実した看護基礎教育に努めます。

(2) 県内での就業と定着の促進〔県、看護協会〕

職業安定所と連携を図りながら、潜在看護職員の就労先を斡旋するナースバンク事業を実施するとともに、合同就職説明会を開催し、新人看護職員の県内医療機関への就業を促進します。

(3) 離職の防止〔県、医療機関〕

育児や結婚を理由とした離職が多いことから、院内保育施設の設置や勤務環境改善のためのナースステーション等の充実を図り、看護職員が継続して働ける環境づくりを支援します。

(4) 看護職員としての資質向上〔県、看護協会、医療機関〕

保健・医療・福祉の多岐にわたる分野において、日々進化する医療の要請に対応し、多様化するニーズに応える看護を提供できるよう、新卒看護職員の臨床能力の向上を図るとともに、看護協会も教育研修機能を充実させ、現任看護職員のより専門的な知識や技術の習得を促進します。

第4章 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

1 現状と課題

平成17年現在の本県の施設に勤務する理学療法士数は273人であり、人口10万人当たりでは、33.3人となっており、全国平均の25.8人をやや上回っています。

同様に、作業療法士数は147人であり、人口10万人当たりでは、17.9人となっており、全国平均の14.4人をやや上回っています。

また、言語聴覚士数は68人であり、人口10万人当たりでは、8.3人となっており、全国平均の4.5人を大きく上回っています。

養成施設は、平成19年4月1日現在、理学療法士が1施設(入学定員40人)、作業療法士が1施設(入学定員40人)で、平成20年4月からは、さらに理学療法士が1施設(入学定員40人)増加する予定です。

今後、高齢化の進展に伴い、寝たきり者の増加や介護予防等の必要性から、施設や在宅で行うリハビリテーションの需要の増加が見込まれることや、脳卒中、先天性障害、脳性麻痺および手術の後遺症などで障害を持った方への対応を充実させるために、多様な施設に勤務する理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の資質の向上が求められています。

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 多様なニーズに対応できる理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の資質の向上

【施策の内容】

(1) 理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の資質の向上〔県、各協会〕

県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会の積極的な協力を得て、資質の向上に向けた取組みの充実を図ります。

第5章 歯科衛生士

1 現状と課題

平成17年度末現在の本県の就業歯科衛生士数は416人です。養成施設は、平成19年4月1日現在、1施設（平成20年度入学定員30人）あります。

高齢社会の進展に伴い、予防処置、在宅診療、介護予防等、歯科衛生士の担う業務が多様化、高度化しており、歯科衛生士に対する研修の充実が必要です。

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 多様なニーズに対応できる歯科衛生士の資質の向上

【施策の内容】

（1）多様なニーズに対応できる歯科衛生士の資質の向上〔県、関係団体〕

関係団体と協力しながら、歯科衛生士を対象にした研修会等に取り組み、歯科衛生士の資質の向上を図ります。

第6章 診療放射線技師・診療エックス線技師

1 現状と課題

平成17年現在の本県の施設に勤務する診療放射線技師数・診療エックス線技師数は321人であり、人口10万人当たりでは、39.1人となっており、全国平均の35.2人をやや上回っています。

今後、高齢化の進展に伴う生活習慣病患者の増加や、医療技術の進歩に伴う診療放射線業務の高度化、多様化および業務量の増加が予想されるため、高い能力をもった診療放射線技師のより一層の確保と関係団体の勉強会、研究会を通じて、放射線技術を磨いていくことが必要です。

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 医療の高度化・多様化した放射線業務に対して、診療放射線技師の確保と資質の向上

【施策の内容】

(1) 診療放射線技師の確保〔県、関係団体〕

放射線技師を養成する医療技術系大学等を通じて、必要な診療放射線技師の確保に努めます。

(2) 診療放射線技師の生涯教育の充実〔県、関係団体〕

日本放射線技師会等の勉強会、研究会を支援し、診療放射線技師の生涯教育の充実に図ります。

第7章 管理栄養士・栄養士

1 現状と課題

栄養・食生活は、多くの生活習慣病と関連が深く、また生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、良好な食生活を実現するための個人の行動変容を促すこと、および個人の行動変容を支援する環境の確保が必要です。

地域においては、メタボリックシンドロームに関する知識の普及や栄養・食生活および運動に関する適切な情報提供、食品業者と連携した健康づくりのための食環境整備や健康づくりに関する取組みを支援する専門職として栄養士の役割は重要です。

県内に管理栄養士養成施設はありませんが、栄養士養成施設は、現在1施設(入学定員は50名)あり、さらに1施設開設される予定です。

本県の管理栄養士・栄養士数については、人口10万人対で全国水準を上回っています。

しかし、市町の保健衛生部門に管理栄養士・栄養士が配置されているところは、平成20年1月現在14市町のみであり、配置率は82.4%と充足されていない状況です。

栄養・食生活支援を中心とした保健指導の企画立案や評価、指導を行う管理栄養士・栄養士の役割が重要であることから、国保部門と衛生部門、福祉部門との連携体制を構築し、適正配置と積極的な活用が必要です。

医療機関においては、平成18年4月から栄養管理実施加算が新設され、入院治療の基本である栄養管理の重要性が明らかとなり、管理栄養士をはじめとして、関係職種が共同して患者の栄養管理が実施されています。

しかし、県内の医療機関において、栄養管理ケアプランに基づく栄養管理指導を実施している施設数の割合は67.9%(平成18年度栄養管理状況報告-特定給食施設)と十分な状況ではありません。

患者一人ひとりの栄養管理には、患者の面談や栄養摂取量評価などの栄養アセスメント、他職種へのコンサルテーション、地域医療連携などに時間を要することから、栄養管理の質の確保も難しい状況です。

また、平成20年4月から40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者に対する特定健診・保健指導が医療保険者に義務づけられ、医療機関など受託施設における管理栄養士の役割はさらに重要となることから、適正配置と資質の向上が必要です。

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 病院等給食施設における適切な栄養管理の推進
- 地域保健における健康づくり・栄養改善の取組みの推進
- 保健、医療、福祉等に従事する管理栄養士・栄養士の資質の向上

【施策の内容】

(1) 病院等給食施設における適切な栄養管理の推進〔県〕

保健所の給食施設指導を通じ、利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等に基づいた適切な栄養管理と食事の提供が図られるよう、技術的な指導および助言を行います。

(2) 地域保健における健康づくり・栄養改善の取組みの推進〔県、栄養士会〕

広域的に行う食環境の整備など、関係団体等と連携して、地域における生涯を通じた健康づくり・栄養改善に関する事業が円滑かつ適切に実施できるよう支援します。

(3) 保健、医療、福祉等に従事する管理栄養士・栄養士の資質の向上〔県、栄養士会〕

食生活・栄養相談等保健指導の充実を図るため、関係機関と連携しながら、管理栄養士・栄養士の資質の向上を図ります。

第8章 その他の保健医療従事者

1 現状と課題

高齢化の進展や医療需要の高度化・多様化に伴い、保健医療サービスの範囲が拡大するとともに、その内容の専門化・細分化が進んでいます。

このような状況に対応するため、多種多様な保健医療関係の職種・資格が生まれてきていますが、視能訓練士や臨床工学技士等の数は、全国平均を下回り、これらの職種は、必ずしも十分確保されているとは言えません。

このため、これらの保健医療従事者の確保を図る必要があります。

さらに、医療機関相互の役割分担と連携を図る上で、メディカルソーシャルワーカー¹の役割が重要になってくることから、この役割を担う人材の設置の促進と資質の向上が求められています。

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 医療現場等の実態やニーズに応じた保健医療従事者の確保
- メディカルソーシャルワーカーの設置の促進と資質の向上

【施策の内容】

(1) 医療現場等の実態やニーズに応じた保健医療従事者の確保〔県、関係団体〕

資格内容や受験情報等を広く県民に提供しながら、医療現場等の実態やニーズに合わせて、必要な保健医療従事者の確保に努めます。

(2) メディカルソーシャルワーカーの設置の促進〔県、関係団体〕

医療機関相互の役割分担と連携を図る上で、重要になってくるメディカルソーシャルワーカーの設置を働きかけるとともに、資質の向上を図ります。

1 医療現場で、患者や家族の心理的・社会的・経済的な問題の解決のために援助を行う社会福祉の実践的活動に携わる専門家。